

### 今回の協議において

#### 確認された事項

協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

- (一) 町、村、字の区域については、従前のとおりとする。
  - (二) 町、村、字の名称については、次のとおりとする。
    - ① 一の宮町においては、「一の宮町大字※※」を「阿蘇市一の宮町※※」に置き換える。
    - ② 阿蘇町においては、「阿蘇町大字※※」を「阿蘇市※※」に置き換える。
    - ③ 波野村においては、「波野村大字※※」を「阿蘇市波野大字※※」に置き換える。
- 協議第十六号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて
- 納税組合については、存続させるものとする。



納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。

平成十六年二月十日確認

